

高等学校等読書支援図書セット貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐賀県立図書館利用規程（以下「利用規程」という。）第21条に規定する団体貸出のうち、高等学校等への貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象学校)

第2条 この要領に基づく団体貸出の対象は、佐賀県内の高等学校等とする。

- 2 前項の高等学校等については、利用規程第21条の団体貸出対象団体登録届出書の提出があったものとみなす。
- 3 第1項の高等学校等に対し、佐賀県内高等学校等図書館に対する図書資料貸出要領第3条の規定に基づき利用カードを作成するものとする。

(対象図書)

第3条 この要領に基づく団体貸出の対象となる図書は、高等学校等読書支援用図書リストに掲げた図書とする。

- 2 佐賀県立図書館長（以下「館長」という。）は、前項のリストを作成するに当たっては、テーマを設定するものとする。
- 3 館長は、前項のテーマに基づき図書を収集し、貸出用箱に収納するものとする。
- 4 前項の貸出用箱に収納された図書を1セットとする。

(貸出し)

第4条 貸出しは、1セット単位で行うものとする。

- 2 貸出しに当たっては、貸出するセット数に上限は設けないものとする。

(受付期間及び貸出期間)

第5条 図書セットの貸出しは、1年を第1期、第2期及び第3期に分割し、それぞれの期の最初の1月を受付期間、続く3月を貸出期間とする。

- 2 館長は、前項の受付期間及び貸出期間を設定したときは、高等学校等に通知するとともに、ホームページ等を利用して周知を図るものとする。

(申込み方法)

第6条 貸出しを希望する高等学校等は、受付期間内に、高等学校等読書支援図書セット貸出申込書（様式第1号）により、ファックス又はメールで佐賀県立図書館（以下「県立図書館」という。）に申し込むものとする。

(貸出しの決定)

第 7 条 館長は、前条の申込みがあったときは、先着順で貸出しを決定するものとする。ただし、同一のセットに対する申込みが重複したときは、すべての高等学校等が様々なセットを利用できるように調整を行うものとする。

2 館長は、前項の規定による貸出しの決定を行ったときは、高等学校等読書支援図書セット貸出決定通知書（様式第 2 号）により、高等学校等に通知するとともに、図書セットを貸し出すものとする。

(追加貸出し)

第 8 条 館長は、前条の貸出し後、図書セットに空きがある場合は、当館ホームページでその旨を広報し、先着順で申し込みを受け付け、貸出しを行うものとする。

2 前項の場合の貸出期間は、当該期の末日までとする。

(貸出し及び返却の方法)

第 9 条 貸出し及び返却は、宅配便を利用して行う。

2 前項の宅配便に要する費用は、県立図書館が負担するものとする。

(善管注意義務)

第 10 条 貸出しを受けた高等学校等は、貸出しを受けた図書を善良な管理者の注意をもって、取り扱わなければならない。

2 館長は、貸出しを受けた高等学校等が前項の注意義務を怠ったと認めるときは、代替品の弁済等を求めるものとする。

(貸出しの停止)

第 11 条 館長は、貸出しを受けた高等学校等が次の各号に該当するときは、当該高等学校等に対する貸出しを停止するものとする。

- (1) 図書を生徒の利用に供しないとき。
- (2) 図書を貸出期間内に返却しないとき。
- (3) その他この要領の趣旨に反する行為があったとき。

(補則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、図書セットの貸出しに必要な事項については、貸出しを受ける高等学校等の意見を聴いて館長が定める。

附則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。